第１　監査の請求

１　住民監査請求書の提出

令和８年８月26日（同月25日付けの住民監査請求書が郵送で到達した日）

２　請求人

略

３　請求の要旨

知事は、令和７年８月５日付けで、株式会社Ｂ（以下「Ｂ社」という。）に対し、Ｂ社の飲食店舗の喫煙ブース（以下「本件喫煙所」という。）に関して、令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助金の交付を決定した（以下「本件補助金」という。）。本件補助金は、同年10月15日の交付額確定後、交付対象となる喫煙所の要件であり、交付額確定の前提となっていた一般開放表示が、店舗出入口付近では遅くとも令和８年５月31日までに確認できない状態となり、店内の本件喫煙所上部では少なくとも同年６月20日から同年７月25日までの間「店内のお客様」に限定する表示に変更されていたにもかかわらず、知事は、必要な調査を行わず、交付決定の全部若しくは一部の取消し及びＢ社に対する補助金の全部又は一部の返還請求その他必要な財務会計上の措置を講じていないとして、知事に対し、本件喫煙所が、交付額確定後も大阪府公衆喫煙所設置補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める要件を満たしているか等の調査を行うこと、交付要綱上の要件違反又は補助金の交付目的に反する使用等が認められた場合には、その内容、程度及び期間に応じて、交付決定の全部又は一部を取り消し、Ｂ社に対して補助金の全部又は一部の返還を請求すること等の所要の措置を講じることを求めるもの。

第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第３　監査の実施

１　監査対象事項

(1) 本件補助金の支出

(2) 本件補助金の交付後において、交付決定の全部又は一部の取消しが必要な場合に、Ｂ社に対して本件補助金の全部又は一部の返還請求をしていないという違法又は不

当に債権の管理を怠る事実の存否

２　監査対象機関

大阪府健康医療部（以下「健康医療部」という。）

３　請求人の陳述

法第242条第７項の規定により、令和８年９月４日に請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設け、同条第８項の規定に基づき、関係職員として健康医療部の職員４名を立ち会わせた。

同日、請求人から別紙１のとおり陳述があった。また、請求人陳述に際し、同日付けの陳述書が提出された。

なお、本件の請求人陳述及び後記４の監査対象機関の陳述は、同年８月５日、前記第１の２の請求人から、株式会社Ａ（以下「Ａ社」という。）に対して交付された令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助金に関する住民監査請求書が提出され、同月17日、受理した請求（以下「第１請求」という。）。と同時に実施したものである。

ただし、今回の監査結果は、前記第１の１の住民監査請求に関する結果である。

４　監査対象機関の陳述

監査対象機関に対し、令和８年９月４日、法第242条第８項の規定に基づく陳述の機会（以下「関係職員陳述」という。）を設けたところ、別紙２のとおり陳述があった。この陳述に対して、請求人から別紙３のとおり意見があった。

５　書面監査

令和８年９月11日及び同月14日、健康医療部に対し大阪府公衆喫煙所設置補助金（以下「公衆喫煙所補助金」という。）に関し、交付要件、申請から補助金交付までのフロー、検査の方法、本件補助金の交付とその後の経過等について質問書を発し、回答を得るとともに、本件補助金の交付に係る支出原義等の確認を行った。その後も、随時、確認を行った。

第４　監査の結果

１　事実関係

本件住民監査請求に関して行った前記第３の５の書面監査、請求人が提出した事実証明書、前記第３の３の請求人陳述の内容、前記第３の４の関係職員陳述の内容などから、

監査を実施した限りにおいて認められる事実は、次のとおりである。

(1) 大阪府受動喫煙防止条例の全面施行について

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）が平成 30 年に改正され、飲食店は原則として屋内禁煙となり、所定の基準を満たした喫煙専用室等のみ喫煙が可能となった。また、客席面積 100 ㎡以下など一定の要件を満たす既存店舗の飲食店については、経過措置として、店内での喫煙を可能とする特例が設けられた。

一方、平成 31 年に制定された大阪府受動喫煙防止条例（平成 31 年大阪府条例第４号。以下「条例」という。）は、段階的施行を経て、令和７年４月１日に全面施行され、府内の客席面積が 30 ㎡を超える飲食店は原則屋内禁煙となったことから、府内の飲食店では、健康増進法を上回る規制が行われることとなった。

なお、条例の制定について審議した府議会の平成 31 年２月定例会健康福祉常任委員会では、次の附帯決議が付された。

「国においては「望まない受動喫煙」を防止するため、健康増進法の一部が改正され、2020 年の全面施行に向けて対策が進められている状況である。

大阪府が制定する条例は、改正法を上回る規制により、府民や事業者等の権利を制限することから、慎重な対応を要する。

以上により、第 79 号議案　大阪府受動喫煙防止条例の件については、知事及び執行機関は、次の点に留意することを求める。

一　規制対象となる飲食店に対して十分な財政的、技術的支援を行うこと。

二　規制対象となる飲食店に対する支援策が有効に活用されるように事業者へ広く周知するとともに、活用状況を見ながら必要に応じて制度の見直し等を検討すること。

三　附則第３条第９項の施行に当たっては、施行期日の少なくとも１年前を目途に受動喫煙の防止に関する府内の進捗状況を把握し、府民や事業者等の意見を十分に聞いた上で必要な措置を検討すること。

四　2025 年の大阪・関西万国博覧会の開催を見据え、公衆喫煙所や屋外喫煙場所等の整備を積極的に行うこと。」

(2) 受動喫煙防止のための府の補助金について

ア　大阪府受動喫煙防止対策補助金

大阪府受動喫煙防止対策補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、大阪府補助金交付規則（昭和 45 年大阪府規則第 85 号。以下「規則」という。）及び大阪府受動喫煙防止対策補助金交付要綱に基づき、条例の規制対象となる飲食提供施設の事業主が実施する喫煙専用室等の設置、店内の全面禁煙に伴う改修等を行う事業に対して補助することにより、府内受動喫煙防止対策を促進することを目的として、令和元年度から制度化されたものであり、令和６年度末をもって廃止された。

イ　公衆喫煙所補助金

公衆喫煙所補助金は、規則及び交付要綱に基づき、府内に公衆喫煙所を設置する民間事業者が喫煙所の設置及び改修を行う事業に対して補助することにより、望まない受動喫煙を減少させ、府内の受動喫煙防止対策を促進することを目的に、前記(1)の条例の全面施行に併せて、令和７年度から制度化されたものである。

(3) 公衆喫煙所補助金について

ア　交付要件等

(ｱ) 公衆喫煙所補助金の交付対象となる喫煙所

交付要綱で定められた公衆喫煙所補助金の交付対象となる公衆喫煙所は、次に掲げる要件を満たすものであって、健康増進法第 28 条第６号に規定する第二種施設内に設置する喫煙所（以下「屋内喫煙所」という。）及び屋外喫煙所がある。

(ｲ) 屋内喫煙所及び屋外喫煙所の要件

a　一般に開放され、容易に利用でき、かつ利用料は無料であること。

b　喫煙所の出入口に、当該喫煙場所が一般に開放された場所である旨が分かる標識を掲示すること。なお、掲示する標識は、誰もがその内容を理解できるものであることに十分留意すること。

c　たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第２条第３号に掲げる製造たばこであって喫煙用に供されるもの及び同法第 38 条第２項に規定する製造たばこ代用品が喫煙可能であること。

d　望まない受動喫煙が生じないよう配慮した場所に設置し、周辺環境に配慮した運営を行うこと。

e　健康増進法及び「屋外分煙施設の技術的留意事項」（平成 30 年 11 月９日付け健発 1109 第６号厚生労働省健康局長通知）を遵守すること。

(ｳ) 前記(ｲ)のほか屋内喫煙所の要件

屋内喫煙所は、次の要件を満たす必要がある。

a　出入口及び給気口以外には非喫煙区域に対する開口面がほとんどなく、専ら喫煙のために利用されることを目的とすること。

b　たばこの煙を可能な限り吸引し、「屋外に排出することができる排気装置」が設置され、かつ、排気したたばこの煙が、人の往来の多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう配慮されていること。ただし、構造上新たに「屋外に排出することができる排気装置」を設置することが困難な場合等には、次に掲げる脱煙機能を有すること。

(a) 総揮発性有機化合物の除去率が 95%以上であること。

(b) 室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が 0.015mg/㎥以下であること。

c　非喫煙区域から喫煙室内に向かう気流の確保（喫煙室の入口において、喫煙室内に向かう風速が 0.2m/s 以上）等、たばこの煙が非喫煙区域に流出することがないよう対策が講じられていること。

(ｴ) その他の要件等について

a　交付要綱第４条乃至第６条に、補助対象者、補助対象事業及び補助対象経費について定められている（別紙４参照）。

b　前記第３の５の書面監査において健康医療部に確認したところ、屋内喫煙所の場合の前記(ｲ) b の喫煙所の出入口に掲示することとされている標識については、喫煙所の出入口にのみ掲示されており、店頭に掲示がなく、飲食等を伴わない一般通行人が容易に利用することは困難である場合は、交付要綱で定める「一般に開放され、容易に利用でき（以下略）」の要件を満たさないと考えるとの回答があった。

イ　公衆喫煙所補助金の交付に係る手続

公衆喫煙所補助金の交付に係る手続は、次の(ｱ)乃至(ｹ)の順に進められる。

(ｱ) 事前相談（主に電話で、事業者から喫煙室を設置しようとする場所、仕様等について聴き取り、公衆喫煙所補助金の要件に該当するかどうか確認）

(ｲ) 事業者による交付申請（工事着手前）

(ｳ) 府での書類審査・補助金の交付の決定

(ｴ) 事業者による工事契約・施工・支払完了

(ｵ) 実績報告書の提出（補助事業を完了した日の翌日から起算して 30 日以内又は補助事業の完了日の属する年度の翌年度４月 10 日のいずれか早い日までに報告）

(ｶ) 府による書類審査・現地実地検査（事業者からの実績報告書をもって書類審査

及び検査を実施。必要に応じて、電話によるヒアリングや現地確認等も実施）

(ｷ) 府による補助金額の確定

(ｸ) 事業者からの補助金の請求

(ｹ) 府から事業者への補助金交付（振込）

ウ　公衆喫煙所補助金交付後の確認等

交付要綱第 16 条第１項では、公衆喫煙所補助金の交付を受けた事業者は、補助対象施設に設置をした喫煙所については、補助対象事業の完了後においても、適切に管理し、受動喫煙を防止するために、その効率的な運用を図らなければならないとされており、財産処分制限期間（規則第 19 条に定める期間（交付要綱第 17 条第１項の規定により、事業の完了の日の属する年度の終了後５年間））を経過するまでの間、知事から指示があった場合には、公衆喫煙所の運用状況に係る現状報告を知事に提出するものとされている。

(4) 本件補助金の交付に至る経過について

ア　令和７年７月 15 日付けで、Ｂ社は、知事に対し、令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助金交付申請書を提出した。同申請書及びその添付書類には、大阪市内の地下街の飲食店舗に面積 2.1 ㎡の屋内喫煙所を設置すること、事業費は 2,041,600 円であることなどが記載されており、店舗の図面、工費の見積書、１人用の喫煙ブースの資料等が添付されていた。

イ　令和７年８月５日付けで、知事は、Ｂ社に対し、前記アの補助金交付申請に基づき、1,020,000 円（事業費 2,041,600 円に屋内喫煙所設置事業の補助率 1/2 を適用し、1,000 円未満を切り捨てた額）を交付する旨の交付決定を行った。

ウ　令和７年９月 19 日付けで、Ｂ社は、知事に対し、本件補助金の精算額を 1,020,000 円とする令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助金実績報告書を提出した。同報告書に添付された事業結果概要報告書には、「屋内喫煙ブースの設置　飲食店利用者以外も利用できる様に運用」と記載されていた。また、同年８月 27 日付けの工事業者の領収書、店頭及び本件喫煙所の写真が添付されており、店頭の写真には「たばこ吸えます。喫煙ブースございます。どなたでも利用可です。」と記載された標識が、本件喫煙所の写真には入口上部に「どなたでも利用可です。」と記載された標識が写っていた。

エ　前記ウの実績報告書の提出を受けて、令和７年10月10日、健康医療部の職員２名が検査員としてＢ社の補助事業の検査を実施し、同月 15 日付けで検査調書を作成した。この検査調書には、証拠書類の整備状況として「適正」、検査内容として「事業者から提出を受けた書類等により、事業が完了していることを確認した。補助金により設置された喫煙専用室の技術的基準（風速等）については実施検査を行い、基準を満たしていることを確認した。事業実績額については、実績報告書やその根拠資料等により、適正に執行していることを確認した。」、検査評価として「適正」と記載されていた。

検査では、書類等の確認において実績報告書、同年８月 27 日付けの施工業者の領収書等の確認を行い経費執行の適正性を確認し、実地検査では検査員がＢ社の店舗へ赴き、風速測定器等を用いて気流テストを実施し、技術的基準である「風速0.2m/秒以上（逆流防止）」を満たしていることを確認していた。

オ　令和７年10月15日付けで、知事は、Ｂ社に対し、大阪府公衆喫煙所設置補助金交付額確定通知書により本件補助金の額を1,020,000円に確定する旨通知し、その後補助金を支払った。

(5) その後の経過について

ア　令和８年８月26日、本件住民監査請求が提出された。

事実を証する書面として、Ｂ社の店頭及び本件喫煙所の写真が添付されており、同年５月31日、同年６月13日、同年７月15日、同月31日、同年８月16日及び同月21日に請求人が撮影したとする写真には、店頭に掲示された、「たばこ吸えます。喫煙ブースございます。」と記載された標識が写っていたが、「どなたでも利用可です。」との記載文言は見当たらなかった。

また、同年６月20日、同年７月２日、同月８日、同月10日、同月15日及び同月 25 日に請求人が撮影したとする写真には、本件喫煙所入口上部に掲示された標識が写っており、その記載文言は、不鮮明であるものの、当該標識上に貼付されたものと合わせると「店内のお客様利用可です。２人」と判読でき、同月 31 日に請求人が撮影したとする写真では、「どなたでも利用可です。２人」と判読できるものだった。

イ　本件住民監査請求を受け、健康医療部の職員は、令和８年８月 31 日にＢ社の店

舗を訪問し、同年９月２日には電話により、Ｂ社の専務から一般開放を示す標識に関する聴き取りを行った。

その結果、前記(4)ウの実績報告時には掲示されていたＢ社の店頭の一般開放を示す標識は、同年３月乃至同年４月頃から、本件喫煙所を巡り店内でトラブルがあったことから、掲示が外されていたことが判明した。

また、健康医療部の職員がＢ社店舗を訪問した際、本件喫煙所上部の標識には、「どなたでも利用可です。２人」と記載されていた。健康医療部職員の聴き取りにおいて、Ｂ社は、この標識の掲示を外したり、記載文言の内容を変更したことはない旨を回答した。

健康医療部の職員は、Ｂ社に対し、店頭に一般開放を示す標識を再掲示するよう指導したところ、Ｂ社は、標識掲示に係る不備について謝罪し、公衆喫煙所としての運営を継続することについての意思を示した。なお、Ｂ社では、店頭で一般開放を示す標識が失われていた期間についても、一般の方が利用できる体制を維持していたとのことであった。

また、本件喫煙所上部の標識に「２人」と記載されていたことについて、健康医療部職員が、本件補助金は１人用の喫煙ブースに対して交付したものであることを伝えたところ、Ｂ社は２人用であると勘違いしていた、今後は１人用として運用を行う旨回答し、当該標識の「２人」との表記を削除した。

その後、同年９月２日、健康医療部職員は、Ｂ社の店頭に「喫煙ブースございます。どなたでも利用可です。」と明記した標識の掲示を確認した。

ウ　本件住民監査請求時点（令和８年８月 26 日）において、知事は、本件補助金について交付決定の取消し及び返還請求を行っていない。

(6) 令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助事業の実績等

令和７年度大阪府公衆喫煙所設置補助事業の実績は、次の表のとおり７件である。本件住民監査請求を受け、健康医療部の職員がＡ社及びＢ社以外の５件の公衆喫煙所の一般開放を示す標識の設置状況についても確認を行ったところ、問題となる公衆喫煙所はなかった。

	件数	補助金の合計金額
屋内喫煙所	４件	4,763,000 円
屋外喫煙所	３件	8,458,000 円

合計	７件	13,221,000 円

２　判断

(1) 請求人の主張

ア　請求人は、概ね、本件補助金について、交付額確定の前提となっていた一般開放表示が、Ｂ社店舗出入口付近では遅くとも令和８年５月 31 日までに確認できない状態となり、店内の本件喫煙所上部では少なくとも同年６月 20 日乃至同年７月 25 日の間「店内のお客様」に限定する表示に変更されており、補助事業の内容と異なる運用又は交付目的に反する使用が行われている疑いがあるにもかかわらず、知事が必要な調査を行わず、交付決定の取消し及び返還請求等の措置を講じる等をしないことは、府の財産の管理又は行使を違法若しくは不当に怠るものであるとして、知事に対し、交付要綱に定める要件を満たしているか等の調査を行うことや、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部の返還請求を行うなど９項目にわたる措置を講じることを求めている。

イ　この点、本件住民監査請求書には、「本件請求は、令和７年８月５日の交付決定、同年 10 月 15 日の交付額確定又は同月 31 日の支出命令が、その当時から違法であったことのみを問題とするものではない」との記載があることから、請求人の主張は、本件補助金が、上記の交付決定等の当初から違法性を帯びていることを含む趣旨であるとも解される。

　しかしながら、前記１(3)ア及びイ並びに(4)ア乃至オで認定した事実によれば、本件補助金に係る交付決定等は、交付要綱所定の要件を充足し、かつ、所定の手続を履践して行われたことが認められることから、本件補助金が、交付決定等の当初から違法であったことを前提とする主張は理由がない。

ウ　したがって、以下においては、本件補助金について、適法に交付額が確定された後、一般開放の表示が、店頭では、令和８年３月乃至同年４月頃以降には確認できない状態となり、本件喫煙所の入口上部では、同年６月 20 日乃至同年７月 25 日の間、「店内のお客様」に限定する表示に変更され、補助事業の内容と異なる運用又は交付目的に反する使用が行われていたとした場合に、これにより、交付決定の取消し及び返還請求等の措置を講じるべきであったか否かについて検討することとする。

(2) 補助金の交付決定の取消しの判断について

規則第 15 条第１項第１号では、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したときは、知事は、補助金の交付の決定を取り消すものとする旨が定められ、規則第 16 条第１項では、知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする旨が定められている。これらは、補助金の額の確定があった後においても同様とされている。

なお、交付要綱第 14 条にも、規則第 15 条第１項第１号と同旨の定めが置かれている。

一方、規則第 11 条には、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずるものとすること（第１項）、補助事業者がこの命令に違反したときは、当該補助事業の遂行の一時停止を命ずるものとすること（第２項）、補助事業の遂行の一時停止を命ずる場合において、補助事業者が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を知事の指定する日までにとらないときは、規則第 15 条第１項の規定により当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとすること（第３項）が定められている。

また、規則第 14 条第１項では、知事は、規則第 12 条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して命ずるものとすると定められている。

以上の規定からすると、規則第 15 条第１項第１号では、補助金の交付要件違反等の所定の場合に、知事は、補助金の交付の決定を「取り消すものとする」旨が定められているものの、補助金の交付要件に違反した事実があったとしても、そのことをもって、知事は、直ちに交付決定を取り消さなければならないものではないと解される。すなわち、規則第 11 条や第 14 条等による命令のほか、任意の指導によって是正を図ることは、補助事業の目的に照らし、明文の根拠はないものの認められており、交付決定の取消しは、補助事業者に対して与える影響を考慮すると、これらの手段を尽くしてもなお是正が期待できず、諸事情を総合的に勘案の上知事が補助事業の目的の遂行ができないと判断する際にとるべき最後の手段として用意されているものと解さ

れる。

(3) 本件喫煙所に係る交付決定の取消し及び返還請求の要否について

ア　本件補助金に係る一般開放を示す標識については、前記１(4)ウ及び(5)イのとおり、Ｂ社が実績報告書を提出した令和７年９月 19 日時点では、店頭及び本件喫煙所の入口上部に掲示されていたところ、店頭の標識については、令和８年３月乃至同年４月頃から掲示されない状態となっており、同年８月 31 日に健康医療部職員がＢ社に指導を行ったことにより、同年９月２日までに是正されたことが認められる。一方、本件喫煙所の入口上部の標識については、「どなたでも利用可です。」との記載文言が、請求人の提出した写真によれば、一時期、「店内のお客様利用可です。」と変更されていたことが疑われるところであるが、これに対し、Ｂ社は、健康医療部職員の聴き取りに対し「店内のお客様」という表示に変更したことはない旨回答しているところ、かかる記載文言の変更の有無について監査委員として認定することは困難である。

もっとも、前記１(3)ア(ｴ)ｂのとおり、健康医療部では、屋内喫煙所における一般開放を示す標識については、喫煙所の出入口にのみ掲示されていても、店頭に掲示がなく、飲食等を伴わない一般通行人が容易に利用することが困難な場合には、交付要件を満たさないものと考えているのであるから、地下街の通路からは容易に視認することができないと考えられる本件喫煙所上部の標識の記載文言の如何にかかわらず、Ｂ社は、店頭に一般開放を示す標識を掲示していなかった同年３月乃至同年４月頃から同年９月２日までの間、公衆喫煙所補助金の交付要件のうち、「一般に開放され、容易に利用でき、かつ利用料は無料であること」(前記１(3)ア(ｲ)ａ参照)に違反していたと認められることから、規則第 15 条第１項第１号所定の「その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき」に該当する状態が一時的にせよ生じていたものと言わざるを得ない。

イ　しかしながら、前記１(5)イのとおり、健康医療部職員の聴き取りに対し、Ｂ社は、標識掲示に係る不備について謝罪して、速やかに店頭に一般開放を示す標識を再掲示するとともに、今後、本件喫煙所を公衆喫煙所として適正に運用していく旨を述べている。加えて、当該標識が失われていた期間中についても、本件喫煙所について一般開放できる体制を維持していた旨を述べているところである。

この点、前記１(5)イのとおり、Ｂ社は、本件喫煙所を巡り店内でトラブルがあっ

たことから店頭の標識を外していたと述べており、加えて、前記アのとおり、本件喫煙所入口上部の標識についても、一時期、「店内のお客様利用できます。」に限定する表示に変更されていたことが疑われる。とはいえ、店内の客以外の者が本件喫煙所の利用を拒まれた事実を監査委員として認定することは困難である。

これらのことからすると、Ｂ社の店頭から一般開放を示す標識が失われていた期間中において、本件喫煙所が、「望まない受動喫煙を減少させ、府内の受動喫煙対策を促進する」という公衆喫煙所補助金の目的を逸脱して使用されていたと認めることはできない。

ウ　前記１(4)ア及び１(5)イのとおり、本件喫煙所は１人用の喫煙ブースであったが、入口上部の標識には「２人」との記載があり、本来１人で使用すべき本件喫煙所が２人用として運用されていたことが認められる。１人用の喫煙ブースを２人で使用した場合、前記１(3)ア(ｳ)の要件を満たさなくなるおそれがあるものの、Ｂ社は、この点についても是正し、今後は１人用として適正に運用を行うと述べている。

エ　前記(2)のとおり、知事が補助金の交付決定の取消しを行うことについては、取消要件充足の判断において諸事情を総合的に勘案する余地が認められると解されるところ、前記(2)及び(3)ア乃至ウで検討した事情に照らせば、知事が、指導に応じて速やかに店頭に一般開放を示す標識を再掲示したＢ社に対し、本件喫煙所の公衆喫煙所としての適正な運用が図られたものとして、補助金の交付決定の取消しを行っていないことが、知事の判断として誤っていたとは言えない。そして、交付決定の取消しを行わない以上、補助金の返還を求めていないこともまた、違法又は不当とは言えない。

なお、請求人は、一般開放を示す標識が失われていた期間に相当する補助金について、交付決定の一部取消し及び補助金の一部返還をも求めているが、前記イのとおり、当該期間においても、本件喫煙所が公衆喫煙所としての機能を失っていたと認めることはできず、また、その後、適正な標識の掲示がなされているのであるから、知事が当該期間に相当する部分について、交付決定の一部取消し及び補助金の一部返還を求めないことが、違法又は不当とは言えない。

(4) 結論

以上のとおり、監査を実施した限りにおいて、知事がＢ社に対する交付決定の全部又は一部の取消し及びそれに伴う本件補助金の全部又は一部の返還請求を行ってい

ないことに違法又は不当な点は見当たらない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

3　意見

本件住民監査請求の事案に鑑み、加えて以下のとおり監査委員の意見を述べる。

第１請求の結果において、①屋内公衆喫煙所を設置する場合には、店頭にも一般開放を示す標識を設置することを交付要件に明確に位置付けるなど、一般の利用者が容易に利用できる手法について検討されたい、②補助事業者において、一般開放を示す標識が設置され、公衆喫煙所としての適正な運用が図られることを担保する手法について検討されたいとの意見を付したところである。

加えて、補助事業者に対し、公衆喫煙所補助金の趣旨を正しく理解させるように周知に努めるとともに、補助事業者において、前記１(3)ウの財産処分制限期間中、公衆喫煙所補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件が継続的に遵守されるように、例えば、何らかのサンクションを設けることなども含め、適正な運用を担保する具体的な手法について検討されたい。

（別紙１）請求人陳述

（別紙２）関係職員陳述

（別紙３）関係職員陳述に対する請求人の意見

（別紙４）関係法令等（抄）